

## 令和5年監査公表第1号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和5年12月20日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 岩田 玲子

### 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和5年10月16日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■  
■■■■

##### 2 請求書の提出

令和5年10月16日

##### 3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づき、請求の要旨は、以下のとおりである。

#### ●令和5年10月16日付け、住民監査請求書（7枚）（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述の機会を求めますので、その機会を与えていただくようお願いします。

##### 1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏

##### 2. 請求の趣旨

令和5年4月16日告示の半田市議会議員一般選挙に立候補した候補者のポスターを印刷した会社から半田市長に請求のあった選挙用ポスター印刷代のうち、1,060,088円は、半田市の「選挙の公営に関する条例」の規定に反する不当な金額である（下記、注あり）。

立候補者のポスターを印刷した会社から請求のあったポスター印刷代について、半田市長は、その内容を精査することなく全額を各候補者のポスターを印刷した会社に支払っており、上記の不当分1,060,088円を半田市長は半田市に収納（返済・弁償）せよ、との判断を求めます。

そのように求める理由は、以降に記述している通りです。

（注）半田市が支払うポスター作製費は、実際にかかった費用です。（水増しは不正です。）

### 3. 請求の理由

#### （1）. 令和3年6月6日告示の半田市長選挙でのポスター印刷代（参考）

この市長選挙に立候補した三人のポスターを印刷した会社に対する半田市長が支払った公営条例に基づくポスター印刷代は、次であり、立候補者から請求のあった金額を、そのまま半田市が支払っています（書証1.より）。

○久世孝宏 306,460円

○堀崎純一 244,074円

○山本博信 98,505円

#### ア. 三人のポスター印刷代への検証

##### i. 久世氏は、二種類のポスターを印刷している。

掲示板に掲示したポスター（書証2）、と市の選管に提出したポスター（書証3.）の二種類です。

##### ii. 山本氏のポスターの仕様は、印刷面への防水対策と裏面への掲示用の糊テープ対応をしている。（請求人が市選管で現物を確認しています。）

##### iii. 三人の印刷の品質は、大差ありません（書証2. と3. より）。（請求人が確認済）

#### イ. 検証の結果（書証1. の情報を根拠にした。）

##### i. 選挙用ポスター199枚の作製費は、10万円程度+a（→撮影料）が標準であり、総額20万円前後である。

##### ii. 久世氏のポスターを印刷した会社が30万円以上請求しているのは、水増しして、請求している状況にある。

#### （2）. 今回住民監査請求を提出することに至った発端.

令和3年6月6日告示の半田市長選挙における久世陣営と堀崎陣営による告示日前の選挙運動（公選法129条違反）は、これまでにない異常さでした。

特に、久世陣営は、当時の半田市長（榊原純夫）と半田市議創造みらい半田所属の渡辺昭司が指揮をとる公務員ぐるみでの事前運動であり、他の不正も行っていると推察して、書証1. の問題提起がなされました（その状況は前頁の（1）. です。）。

請求人は、書証1. の4頁に着目して、本年5月の半田市議会議員選挙においても、各候補者作成の選挙運動用ポスターの作製で不正が行われているものと考え、半田市長に対し、情報開示の請求を提出しました。

その結果、前項2. の公金不正支出を把握しました。おそらく、以前からこのような不正が行われていたと推察します。

### (3) .本件請求の理由

請求人は、本年4月16日告示の半田市議会議員一般選挙に立候補した24名の選挙運動用ポスターについて、その状況を把握するため、半田市長に次の情報公開を請求し、市長から開示していただきました。

- i. 令和5年5月22日に公開された情報（書証4.です。）
  - 立候補者24名別のポスター請求書と請求内訳書。
  - 半田市長が各候補者のポスターを印刷した会社に支払った金額
- ii. 令和5年6月6日に公開された情報（書証5.です。）
  - 立候補者24名が作製した各候補者のポスター。
  - （カラー複写と現物閲覧を許可していただいた。）

半田市長から開示をうけた書証4.と書証5.について、請求人は、24名の立候補者の選挙用ポスターに対し、次の検証及び考察を行いました。

- ア. ポスターの仕様（防水対策、掲示用糊テープ対策）及び印刷の品質（多色刷、レイアウト）を検証。
- イ. 半田市長が本来支払う妥当金額の考察。
- ウ. 半田市長過払い額の計算。

上記ア. イ. ウの検証・考察・計算の状況を以下に記述します。

#### ア. ポスターの仕様と印刷の品質の検証

（ア）. ポスターの印刷面の防水対策及び掲示用糊テープ対策は、全議員が対応していると判断。

（イ）. 印刷の品質（多色刷とレイアウト）については、岩田玲子候補者のみが単色刷りであり、その他の候補者は多色刷り（3色刷りが中心）であり大差は見られません。

#### イ. 半田市長が本来支払う妥当金額の考察

この考察を行うにさいして、本請求書の3.（1）.（→2年前の半田市長選挙時分。）に記述している、ア.とイ.の項の内容についても参考にしました。

#### 半田市長が本来支払う妥当金額の考察の内容

令和5年4月16日告示の

#### 半田市議会議員立候補者別のポスター公営支払額と印刷先名

候補者名(敬称略)	ポスター公営作成支払額(円)	印刷先名
伊藤 彰	○ 131,340	(有)クイット
岩田 玲子	除外 91,938	東海プランニング(株)
加藤 美幸	○ 210,542	(株)プラスワン
小出 義一	○ 164,175	東洋印刷(株)
榊原 松成	◎ 412,408	知多印刷(株)
沢田 清	○ 264,869	(有)一粒社
鈴木 英華	○ 141,395	知多印刷(株)
竹内 功治	◎ 361,185	半田中央印刷(株)
中村 和也	○ 164,175	東洋印刷(株)

山田 清一	○	267,058	(株)東光	(東京)
芳金 秀展	○	196,413	半田中央印刷(株)	
麻生 七海	○	267,058	(株)東光	(東京)
鈴木 幸彦	◎	304,271	(有)スズキ印刷	
石川 英之	○	290,540	スーパー・プラネット	
國弘 秀之	○	242,979	(有)一粒社	
坂井 美穂	○	267,058	(株)東光	(東京)
澤田 勝	○	229,845	中埜総合印刷(株)	
有留 麻由	◎	385,264	(株)東海共同印刷	(名古屋)
田中 嵩久	◎	380,090	アイアムデザイン	
新美 保博	◎	332,728	半田中央印刷(株)	
山本 裕介	○	197,010	知多印刷(株)	
渡邊 昭司	◎	396,750	(株)ブランディング	
伊藤 正興	◎	394,020	(株)第一印刷	(名古屋)
榊原 瑞輝	○	264,869	(有)一粒社	

(凡例) ○印 30万円未満  
◎印 30万円以上

↓  
知多半島  
以外で印刷  
(5名)

(考察・検証)

- (その1.) 岩田玲子は、1色刷りであるので本件対象から外す。(問題対象外)
- (その2.) 23名の平均支払額は、272,436円です。
- (その3.) 支払額30万円の候補者15名の平均支払額は、219,955円。
- (その4.) 支払額30万円以上の候補者8名の平均支払額は、370,839円。  
(この8名は、元々異常である。)

半田市長が本来支払う妥当金額を考察。(一候補者当り)

上記のその2. とその3. の加重平均支払額 251,720円とする。

(段階評価加重平均方式で求めた高めの妥当額です。)

ウ. 半田市長過払い額の計算

令和5年4月16日告示の

半田市議会議員立候補者別のポスター公営支払額と印刷先名

候補者名(敬称略)	ポスター公営作成支払額(円)	印刷先名
伊藤 彰	131,340	(有)クイット
岩田 玲子	<過払い額> 91,938	東海プランニング(株)
加藤 美幸	210,542	(株)プラスワン
小出 義一	164,175	東洋印刷(株)

榑原 松成	160,688	412,408	知多印刷(株)	
沢田 清	13,149	264,869	(有)一粒社	
鈴木 英華		141,395	知多印刷(株)	
竹内 功治	109,465	361,185	半田中央印刷(株)	
中村 和也		164,175	東洋印刷(株)	
山田 清一	15,338	267,058	(株)東光	(東京)
芳金 秀展		196,413	半田中央印刷(株)	
麻生 七海	15,338	267,058	(株)東光	(東京)
鈴木 幸彦	52,551	304,271	(有)スズキ印刷	
石川 英之	38,820	290,540	スーパー・プラネット	
國弘 秀之		242,979	(有)一粒社	
坂井 美穂	15,338	267,058	(株)東光	(東京)
澤田 勝		229,845	中埜総合印刷(株)	
有留 麻由	133,544	385,264	(株)東海共同印刷	(名古屋)
田中 嵩久	128,370	380,090	アイアムデザイン	
新美 保博	81,008	332,728	半田中央印刷(株)	
山本 裕介		197,010	知多印刷(株)	
渡邊 昭司	145,030	396,750	(株)ブランディング	
伊藤 正興	142,300	394,020	(株)第一印刷	(名古屋)
榑原 瑞輝	13,149	264,869	(有)一粒社	

↓ 計

半田市長 過払い額 1,064,088 円

- i. 立候補者のうち、半田市長が本来支払う妥当金額である 251,720 円を超えて各立候補者のポスターを印刷した会社に半田市長が支払った過払い総額です。
- ii. 立候補者による不正・不当請求の手口は、別途陳述時に説明します。  
(ポスター代の公営の趣旨、ポスター提示の目的等を含め)

## Ⅰ. 考察へのコメント

- (ア) 榑原松成は、知多印刷でポスターを作製していますが、同じ知多印刷で作製していた鈴木栄華や山本裕司の 2 倍以上を請求して、受け取っています。
- (イ) . 次の 5 名は、35 万円以上を請求し、受取っています。  
渡邊昭司、伊藤正興、有留麻由、田中嵩久、竹内功治
- (ウ) . これまで不正・不当が表面化しなかった理由は、次です。
  - ・その 1. 立候補者と市選管事務局（市総務課）内でしか状況を把握できなかった。  
(→市民はカヤの外)
  - ・ " 2. 「選挙の公営に関する条例」に不備があり、この条例の承認者は利害関係の強い、半田市議会議員であり、その不備を公正に審議していなかった。
- (エ) . 「選挙の公営に関する条例」を是正する必要がある（市選管事務局が妥当性の検証を行うことを規定すると共に、ポスター作製の基準(多色刷り制限・撮影費用の制限

等)を設ける。)。

4. 提出する証拠（書証 1. ～ 5. ）

- ・ 書証 1. 令和 5 年 1 月 輝く半田 未来の会 発行  
「きづな」の 4 頁「選挙運動費用収支報告書に記載された金額」  
（久世、堀崎、山本の各市長選候補者別）
- ・ 書証 2. 令和 3 年 6 月 6 日執行 半田市長選挙ポスター掲示場の No.2-2 の 3 人の候補写真（カラー）
- ・ 書証 3. 令和 5 年 3 月 27 日付け、半田市長作成、請求人あて  
「半田市情報公開可否決定通知書」 2 年前の市長選挙分。  
（久世と山本の掲示ポスター（モノクロ））カラーは別途提出。
- ・ 書証 4. 令和 5 年 5 月 22 日付け、半田市長作成、請求人あて  
「半田市情報公開可否決定通知書」  
（令和 5 年 4 月 16 日告示、半田市議会議員選挙への立候補者 24 名別の選挙運動用ポスター作製費用。）  
（請求書と請求内訳書と市長支払額）
- ・ 書証 5. 令和 5 年 6 月 6 日付け、半田市長作成、請求人あて  
「半田市情報公開可否決定通知書」  
（上記の書証 4. に対する 24 人分ポスター（モノクロ））カラーは、別途提出。

5. ポスター原本（カラー分）返却お願い

書証 3. と書証 5. のカラーポスター原本（A3.26 枚）は請求人に審査終了後に返却ください。

以上

## 第2 請求の要件審査

令和5年10月16日に提出された住民監査請求書（7枚）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月24日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して令和5年11月1日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■ ■ ■ ■

### 2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（7枚）」の「請求の趣旨」欄には、「立候補者から請求のあったポスター印刷代について、半田市長は、その内容を精査することなく全額を各候補者に支払っており、上記の不当分1,060,088円を半田市長は半田市に収納（返済・弁償）せよ、との判断を求めます。」と記載されている。

したがって、令和5年4月16日告示、同年4月23日に執行された半田市議会議員一般選挙における候補者のポスター印刷代の支払いについて、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

### 3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市選挙管理委員会から提出された関係資料の要旨は、次のとおりである。

#### （1）選挙公営制度について

公職選挙法にて、選挙運動の機会の均等を図り候補者の資産状況による当落への影響を防ぎ、お金のかからない選挙の実現のために選挙公営制度が設けられている。地方公共団体の選挙においても、国政選挙に関する規定に準じて条例で定めることで公費負担ができる旨が定められており、半田市においても国選挙と同様の内容（各種単価含む）にて条例等を定め運用している。

#### 公職選挙法第143条第14項（文書図画の掲示）

衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。

#### 公職選挙法第143条第15項

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議

院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事選挙の場合に限る。)及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

#### 半田市議会議員及び半田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例 第4条 (公費の支払い)

半田市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、五百四十一円三十一銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

上記条例により、基準額、掲示場設置数(199枚)分までの公費負担を規定している。

#### (2) 市選挙(市長選挙・市議会議員選挙)における運用について

立候補予定者説明会にて制度及び請求方法等について冊子(選挙公営の手引き)を用いて説明している。

#### (3) 金額の妥当性について

基準額の算定について、企画費(写真費、デザイン料、校正費用等)と印刷費(材料費、印刷費、加工費等)の積算に基づいている。半田市の基準単価は、  
316,250円 + 541円31銭 × 199か所 となる。

選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例について、公職選挙法施行令(単価)の改正等がある度に、条例を改正して対応している。

## 第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

### 1 半田市議会議員選挙におけるポスター作成に対する公費負担について

公職選挙法(昭和25年法律第100号。)第143条第15項に基づき、半田市議会議員及び半田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成6年条例第2号。(以下「条例」という。))が定められ、ポスターの作成に要した費用に対し、公費を支出している。なお、公職選挙法の改正に基づき、条例の一部改正を行っている。

## 2 公費の支出について

条例第4条では「半田市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、五百四十一円三十一銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。」と規定し、また、同第5条では、「第二条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額とする。」と規定している。

上記の通り、地方公共団体の選挙においても、国政選挙に関する規定に準じて条例で定めることで公費負担ができる旨が定められており、半田市においても国政選挙と同様の内容（各種単価含む）で条例を定め運用している。

令和5年4月16日告示の半田市議会議員一般選挙に立候補した候補者がポスターの作成に関して契約を締結したポスターの作成を業とする者からの請求に対して支払われた額は、条例に基づき、全てが、公費負担の限度額424,069円以内で支払われている。

## 3 請求額の差額について

請求額は、91,938円から412,408円で、その額には差がある。この請求額については、候補者が印刷業者と契約した総額であり、その差額は、契約業者の違いによるもののほか、ポスター作成に要する費用には、撮影に要した費用、企画に要した費用や材料費などが含まれているが、その内容は候補者ごとで異なり、また、候補者の判断により、撮影に要した費用など全てを請求する場合もあれば、既存の写真データを活用することで撮影に要する費用を除いて請求する場合があり、契約内容が候補者によって異なっていることが原因で、請求額に差が生じている。

## 第5 判断

### 違法又は不当な公金の支出との主張について

法第242条〔住民監査請求〕第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該

行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

選挙用ポスター作成に要する費用に対する公費負担は、候補者の金銭的な負担を減らし、資産状況によることなく立候補や選挙運動の機会を持てるようにするために、所定の限度額まで公費で支払うことが、公職選挙法で定められている。

この点、監査の対象となっているポスター作成に要する費用について、半田市は、公職選挙法に基づき定めた条例に基づき、令和5年4月16日告示の半田市議会議員一般選挙に立候補した候補者がポスターの作成に関して契約を締結したポスターの作成を業とする者からの請求に対して、24件6,357,980円を支払っており、かかる支払い手続きは適正に行われている。

また、ポスター作成に要する費用のうち、請求人が不当であると主張する金額は、いずれも条例第5条の定める公費負担の限度額以内である。

なお、請求人が2. 請求の趣旨で不当な金額としている額1,060,088円について、3. 請求の理由(3)ウ. 半田市長過払い額の計算では1,064,088円と記載がある。表中記載の過払い額の合計が1,064,088円であることから、本監査結果においては、1,064,088円を採用している。

上記の理由から、令和5年4月16日告示の半田市議会議員一般選挙におけるポスター作成に対する公費の支出に関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

## 第6 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

### 【付記】

選挙用ポスター作成費用について、違法性は認められないが、市民に誤解を与えないようにするためには、選挙用ポスター作成費用の内訳を明らかにすることが望ましい。

そのため、市選挙管理委員会において、ポスター作成に要する費用の請求者に対して、費用の総額だけでなく、撮影に要した費用、企画に要した費用や材料費など、その内訳が分かる書類等の提出を求めよう改善していただきたい。

以上